

大阪広域水道企業団訓令第4号

部内一般

大阪広域水道企業団職員証規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(盗難等の届出及び再交付) 第5条 職員は、盗難又は遺失等により職員証を喪失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を所属長を経由し、経営管理部総務課長へ届け出て、再交付を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定により、職員証の再交付を受ける職員は、実費を弁償しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(盗難等の届出及び再交付) 第5条 職員は、盗難又は遺失等により職員証を喪失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を所属長に届け出て、経営管理部総務課長から再交付を受けなければならない。</p>

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。